

令和8年度女性の就労環境整備の推進事業実施業務 基本仕様書

1 業務名

令和8年度女性の就労環境整備の推進事業実施業務

2 業務の目的

女性の就労環境については、育児・介護等との両立のために非正規雇用化する女性が多くいることから、正規雇用との待遇差に伴う男女間の賃金格差や女性の管理職割合が低いなどの課題がある。一方で、企業においては、人員の確保や定着に係る課題を抱えている。

こうした中、令和7年6月に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）が改正され、常時雇用する労働者の数が101人以上の企業は、「男女間賃金差異」及び「女性管理職比率」の情報公開が義務化された。また、女性特有の健康課題について、職場での理解増進や配慮等が行われるよう、事業主による積極的な取組を促していくことが示されるとともに、女性の健康支援に関する基準を追加したえるぼしプラス認定が創設された。

本業務は、こうした女性活躍推進法の改正を踏まえ、女性の就労環境に関する課題の解消を図ることを目的として、仕事と家庭の両立や職場定着・継続就業等に取り組む地元企業を支援し、女性が働きやすい職場環境づくりを推進する。

3 実施期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務の概要

広島市内に事業所を有する企業の経営者や管理職等を対象とした、女性が働きやすい職場環境づくりを支援する内容の研修会について、次に掲げる事項を基本に、具体的な提案を行い、提案事業の運営・報告等を行う。

(1) 研修内容

研修会は全3回とする。

ア 研修会1回目：女性活躍推進についての理解の促進と対応

- ・ 女性活躍推進の意義とメリットについて
- ・ 女性活躍推進法の解説（法の概要、令和7年度改正の背景、改正の要点及び企業に求められる法改正への対応事項など）
- ・ えるぼし認定制度（プラチナえるぼし、えるぼしプラスを含む。）の解説と認定取得の勧奨

- イ 研修会 2 回目：女性活躍推進についての取組の実践
 - ・ 女性活躍推進企業データベースを活用した効果的な情報公開の方法の解説
 - ・ 女性活躍推進に関する多様な先進事例の紹介及び参加企業における今後の取組の検討
- ウ 研修会 3 回目：えるぼし認定の取得について
 - ・ えるぼし認定の取得に向けた実践的な解説

(2) 研修会の開催形式等

ア 開催方式

対面とオンラインを併用したハイブリッド方式

イ 実施時期

令和 8 年 8 月以降、令和 9 年 2 月末までとすること。なお、開催日は企業が参加しやすいよう繁忙期を避けること。

ウ 参加対象企業

市内に事業所を有する企業

エ 参加企業数

各回の参加企業数の目標は以下のとおり。

- (ア) 研修会 1 回目：40 社以上
- (イ) 研修会 2 回目：40 社以上
- (ウ) 研修会 3 回目：20 社以上

オ 参加費

無料

カ 各回の研修時間

3 時間程度

キ 研修のスタイル

講義とワークショップ（グループワーク、個人ワーク）を組み合わせ、参加企業が主体的に受講できるよう工夫をすること。なお、グループワークでは、従業員数が同程度の企業でグループ分けを行い、ディスカッションのすれ違いを防ぐこと。

(3) 研修会の運営

研修会を開催するに当たり必要な次の業務を行うこと。

ア 講師の手配

講師は、社会保険労務士やキャリアコンサルタントなどの有資格者をはじめ、女性活躍推進に深い見識のある者とする。

イ 広島市内の研修会場の手配

公共交通機関を利用する参加企業にとって、利便性の高い会場とすること。

ウ 資料の作成・配布

- (ア) 研修会で使用する資料は、各回の開催日の14日前までに初稿を本市に提出すること。
提出後、内容について協議を行い、本市の承認を得て校了とする。
- (イ) 承認を得た資料は、各回の開催日の前日までに参加企業に配布すること。

エ 研修会参加企業の募集

広報活動にはチラシ、電話、SNS等の有効な媒体を組み合わせること。なお、チラシのデザインに当たっては本市と協議すること。

オ 会場の運営

- (ア) 資料は、対面においてはスクリーンに投影するとともに、各参加企業に投影資料と同じ資料を紙媒体で配布し、オンラインにおいては画面共有すること。
- (イ) 運営責任者を置くこと。

カ 質疑応答の実施

研修内容に関する参加企業からの質問に対して、講師から応答する機会を設けること。

キ アンケートの実施

- (ア) 研修会の効果検証を図るため、参加企業に対してアンケートを実施し、速やかに結果を取りまとめること。
- (イ) アンケートは、研修会の参加申込受付時と各回の開催後に実施し、受講前後の意識変容を測ること。
- (ウ) 参加申込受付時のアンケートでは、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定の有無、えるぼし認定の取得状況及び取得の意向等を確認すること。
- (エ) アンケート項目については本市と協議すること。
- (オ) 回収率を80%以上に高める工夫をすること。

ク その他、研修会の開催に付随する事務

5 委託業務実施計画書の提出

受託者は、契約締結後10日以内に委託業務実施計画書を作成し、本市に提出し承認を得なければならない。

6 報告書の提出について

(1) 月次報告書

翌月10日までに、各月の業務の進捗状況等が分かる報告書（任意様式）を提出すること。報告事項は次のとおり。なお、報告事項がない場合は、その旨を報告すること。

- ア 研修会の準備状況
- イ 広報活動及び参加申込の状況
- ウ 研修会の開催概要

(2) 委託業務実施報告書

事業完了後、「事業の成果・課題の分析」に係る委託業務実施報告書（任意様式）を速やかに提出すること。

7 広島市等が実施する事業との連携について

研修会参加企業に対して、「広島市男女共同参画推進事業者表彰」への応募を呼び掛けるなど、広島市や国等が実施する女性活躍推進に関連する事業について、積極的に情報提供すること。

8 その他

(1) 本業務をより効果的なものとする追加提案について、取組の内容、実施方法及び期待される効果等を、企画提案書に記載すること。

(2) 本業務の実施に当たっては、本市との連絡調整を十分に図ること。

(3) 本業務による成果品の著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て本市に帰する。

(4) 本業務の実施に当たっての再委託については、次のとおりとする。

ア 委託業務の再委託は原則として禁止する。ただし、委託業務の全部又は主たる部分若しくは全体の履行に関する管理の部分でない業務に限って、例外的に再委託を認める。

イ 再委託する場合は、再委託を行う業務の範囲、再委託の契約予定金額及び再委託の相手方の実施体制並びに責任者を明記の上、事前に本市に書面により提出し、承諾を得なければならない。

ウ 本市が再委託を承諾した場合は、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させる。

(5) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を扱う場合は、広島市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守しなければならない。

(6) 本業務の実施に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守するとともに、従事労働者に係る適正な雇用条件の確保に努める。

(7) 本業務は、国の「地域女性活躍推進交付金」を活用した事業であるため、本業務に係る委託料の用途を明らかにしておくとともに、支出内容を証する書類を本事業終了後5年間保存すること。なお、業務完了後、会計検査への対応等が生ずる場合がある。

(8) その他、本契約の範囲内において、この仕様書に記載のない事項については、本市と受託者が協議して決定する。